

# 第1回検討会における主なご意見

厚生労働省 医政局

歯科保健課 歯科口腔保健推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 現在の歯科健診の実施方法と課題

- 歯科医師による歯科健診では、歯・口腔の状態について広く診査を行っており、健診の種類によらず、歯科の主な疾患であるう蝕・歯周病のいずれも診ている。
- 職域等、様々な環境で歯科健診を推進していくには時間やコストが課題となりうる。

## <歯科医師による歯科健診の実施イメージ>



### 歯科医療機関



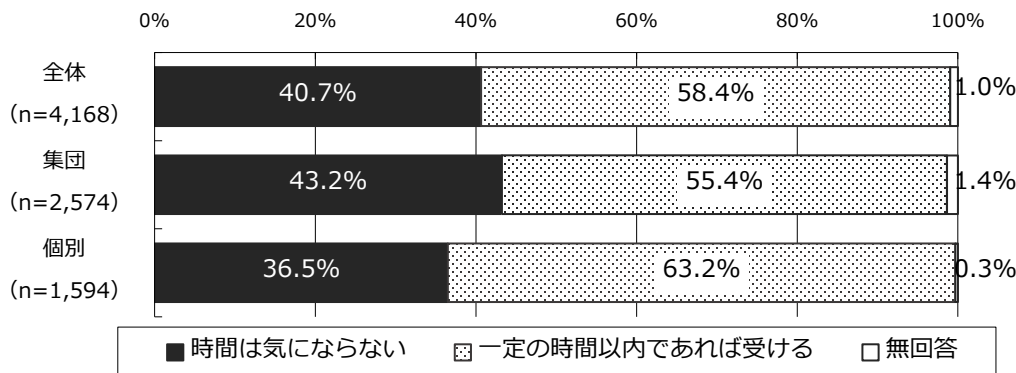
精密検査・確定診断

#### 診査項目例 (歯周病検診の場合)

問診、歯の状況 (むし歯、被せ物)、歯肉の状態 (歯肉出血、歯周ポケット、歯石の付着状況)  
歯列・咬合の状態、口腔粘膜 (粘膜の色・形状)、口腔衛生状態

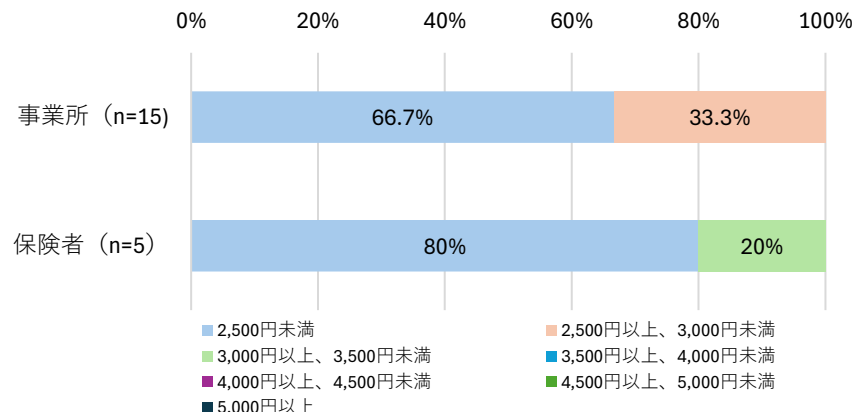
## <様々な環境で歯科健診を実施する上での課題>

### 歯科健診の待ち時間による受診意向 (実施方式別)



出典：令和元年度歯科健康診査推進事業に係る調査研究

### 「歯科健診」を自社で実施する場合に可能な費用負担額 事業所・保険者別 (一人あたり費用)



出典：令和5年度就労世代の歯科健康診査等推進事業

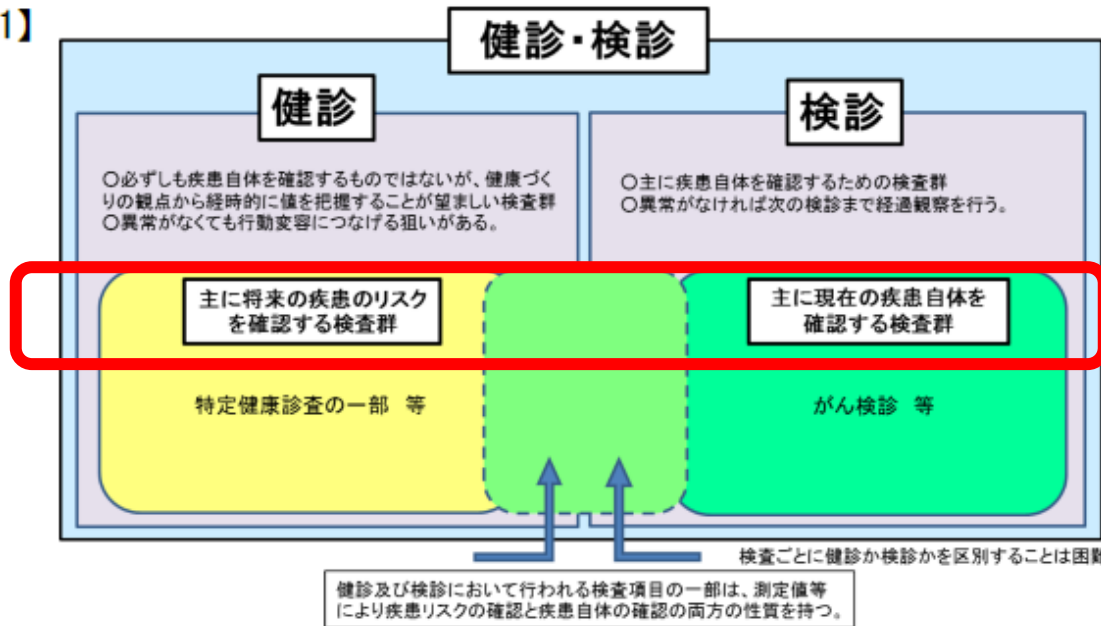
# 健康診査とは

## ○健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年6月14日、厚生労働省告示第242号） 第一 基本的な考え方

健康診査は、**疾病を早期に発見し、早期治療につなげる**こと、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、**疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するもの**である。

なお、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられる。**健診は、必ずしも特定の疾患自体を確認するものではないが、健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であり、健診の結果、異常がないとしても行動変容につなげる狙いがある。**検診は、主に特定の疾患自体を確認するための検査群であり、検診の結果、異常がなければ次の検診まで経過観察を行うことが多いものである。

【図1】



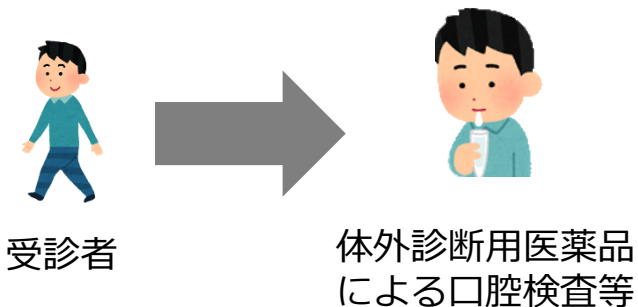
健康診査等専門委員会報告書  
(令和元年8月) 抜粋

「健診」「検診」として実施する場合には疾患自体や疾患のリスクの「検査」を実施する必要がある

# 現時点での簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診(案)

- 「歯科健診」として簡易な口腔スクリーニング検査を用いる場合には、受診勧奨まで行い、結果に応じて適切に歯科医療機関につなげるようにする。

## 簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診



歯科保健指導/  
受診勧奨

## 歯科医療機関



歯科医師による  
口腔診査



精密検査  
確定診断

## <検査項目>

	歯科医師による歯科健診	簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診
歯周病	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歯科医師が直接、歯や口腔を診査</li> <li>• 必要に応じて質問紙等を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査</li> </ul>
う蝕(むし歯)		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質問紙等で代用</li> </ul>
咬合状態、口腔機能、口腔粘膜の状態等		(現時点で検査可能な体外診断用医薬品等が上市されていない項目等)

## 現時点での簡易な口腔スクリーニングを使用する場合の対応方針(案)

- 特に働き盛り世代に対して、定期的な歯科受療や、口腔疾患の早期発見・早期治療を促す観点から、**薬機法に位置付けられる体外診断用医薬品による口腔検査等から歯科医療機関への受診勧奨までを「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」としてはどうか。**
- 現時点で、具体的には、例えば以下のようなスキームが考えられるが、「**簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診**」の方法としてどのような方法が考えられるか。
  1. 質問紙等によるむし歯やその他の口腔疾患に係る口腔状態の確認
  2. 体外診断用医薬品による歯周病のスクリーニング検査
  3. 上記2つの結果を踏まえ、歯科医療機関へ受診勧奨を実施
- 簡易な口腔スクリーニングを補完するための質問紙等(質問項目)について、どのようなものが考えられるか。
- 「**簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診**」の考え方を整理するにあたっては、関係学会の意見も踏まえて検討することとしてはどうか。

## 第1回本検討会における主なご意見①

### 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の意義・有用性について

- 保険者が実施する特定健診や保健指導と同様、歯科健診の受診率が低い就労世代等を中心に、予防・健康づくりのきっかけとして、「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」を実施することは有用である。
- 保険者が歯科健診を実施するにあたり、場所の確保が難しいこと、時間やコストが掛かるという課題があるが、「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」であれば、現在の歯科医師による歯科健診における、場所やコスト、時間についての課題の解決も期待される。
- 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の実施にあたり、検査後の歯科保健指導等を通じて受診者に正しい情報を普及するとともに、その後の歯科医療機関への受診や継続的な口腔健康管理につなげることが重要である。

## 第1回本検討会における主なご意見②

### 「簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診」の実施について

- 対象者は全数を対象とするのか、もしくは定期歯科健診を受診していない人のみとするのかという点や、実施の頻度については整理が必要ではないか。
- 使用する体外診断用医薬品について、その特徴や使用方法等を整理し、例示するのがよいのではないか。
- 体外診断用医薬品のみでは、その他の口腔疾患の疑いのある者を見逃す恐れがあるため、質問紙と組み合わせることは有用ではないか。
- 質問紙は自覚症状の有無だけを項目とした方がシンプルでよいのではないか。
- 歯科専門職の配置がない自治体等を考慮し、検査結果に基づく受診勧奨の判断や内容についても具体的に例示すべきではないか。
- 歯周病検診においても、歯科健診後の歯科医療機関への受診状況が把握されていないことがあるため、健診後の歯科医療機関への受診状況をどのように把握するかについては議論が必要ではないか。
- 医療機関側への周知等による医療機関側の体制整備も重要ではないか。